

徳島県情報公開審査会答申第223号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年9月13日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「〇〇に関する国営事業で、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇と協議した報告書含む書類 農山漁村振興課，生産基盤課，水産振興課，〇〇〇〇」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年9月27日、実施機関は、本件請求のうち、〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇」という。）に係る公文書について「〇〇〇〇には、当該公文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年10月2日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成29年11月28日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

県は、国営事業の中で、〇〇〇との協議書類を隠す行為は、隠蔽「枉法行為」そのものでありおかしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、概ね次のとおりであ

る。

審査請求人が公開を求めている公文書は、〇〇〇〇が〇〇に関する国営事業で、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇と協議した報告書含む書類と推察される。

このことについて、〇〇〇〇が〇〇に関する国営事業で、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇と協議を行ったことはない。

したがって、実施機関の〇〇〇〇としては、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得したことがないため、保有していない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年11月28日	諮問
令和4年2月28日	審議（第190回審査会）
同 年 3 月 2 2 日	審議（第191回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、〇〇に係る国営事業に関して、実施機関と〇〇〇、〇〇〇及び〇〇〇が協議した書類（以下「本件対象文書」という。）の公開を求めるものである。

なお、本県において実施されている国営事業には、〇〇〇〇事業の〇〇地区と〇〇〇地区があり、審査請求人の言う「〇〇に係る国営事業」とは、〇〇〇〇事業の〇〇〇地区を指しているものと解される。

2 本件請求に対する実施機関の決定

実施機関は、〇〇に関する国営事業で、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇と実施機関が協議した報告書含む書類と特定した上で本件対象文書を保有していないとして、公文書公開請求拒否決定を行った。

3 本件対象文書の保有の有無について

実施機関によると、〇〇〇〇は〇〇に関する国営事業で、〇〇〇、〇〇〇及び〇〇〇〇と協議を行ったことはないため、本件対象文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないとのことであるが、実施機関の組織・権限に関する規程等を見ても、〇〇〇〇は国営事業についての事務は所掌していないことから、実施機関の主張は特に不自然・不合理と認められるところはない。

4 本件処分の妥当性について

以上のことから、実施機関が本件対象文書を作成し、又は取得しているとは認められず、本件対象文書が不存在であるとして公文書の公開請求を拒否した実施機関の決定は、妥当であると判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者
真鍋 直敬	弁護士	